

第 101 号議案

(仮称) 神戸市第一学校給食センター整備・運営事業契約締結の件

(仮称) 神戸市第一学校給食センター整備・運営事業契約を次のとおり締結する。

令和 4 年 11 月 28 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事業名 | (仮称) 神戸市第一学校給食センター整備・運営事業 |
| 2 | 事業場所 | 神戸市垂水区狩口台 3 丁目 |
| 3 | 事業概要 | 学校給食センターの設計・建設業務、開業準備業務及び維持管理・運営業務一式 |
| 4 | 契約金額 | 104億8,725万48円 |
| 5 | 契約の相手方 | 神戸市兵庫区水木通 4 丁目 1 番 1 号
株式会社神戸垂水学校給食サービス
代表取締役 山本 徳憲 |
| 6 | 支出科目 | 一般会計 教育費 体育保健費
学校給食費 委託料 |

理 由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、市会の議決を経る必要があるため。

(参考 1)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 ぬきがき

(定義)

第2条 この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設（設備を含む。）をいう。

(1)、(2) [略]

(3) 賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設

(4)～(6) [略]

2～7 [略]

(地方公共団体の議会の議決)

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(参考 2)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令

(平成11年政令第279号) ぬきがき

(地方公共団体の議会の議決を要する事業契約)

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者 が建設する同条第1項に規定する公共 施設等（地方公共団体の経営する企業 で地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第40条第1項の規定の適用が あるものの業務に関するものを除 く。）の買入れ又は借入れ	千円
都道府県	500,000
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252 条の19第1項に規定する指定都市（以下こ の表において「指定都市」という。）	300,000
市（指定都市を除く。）	150,000
町村	50,000